

○意匠の類似：2019年の裁判例（令和3年8月補正）（アンダーラインは筆者）

（『知的財産権法質疑応答集』追録421～（第一法規）より）

**裁判例** 【電子タバコケース】（大阪地判平成31年3月28日〔電子タバコケース〕平成29年（ワ）第849号，意匠権侵害差止等請求事件，請求棄却）

【類否判断のポイント】

〔本件は，本件意匠権（意匠登録第1557315号「電子タバコケース」）を有する原告が，被告各製品の販売が本件意匠権を侵害するとして，その製造販売の差止め等を求めたものである。本件意匠と被告各製品の意匠は類似するとされた。〕

本判決は，被告意匠と本件意匠の類否を判断するにあたり，最初に，類否判断基準の一般論として通説となっている基準を述べるが，被告意匠と本件意匠との要部認定を平等に述べる点が注目される。なお，判決では「本件意匠の要部」だけを具体的に認定している。

公知意匠参酌については，引用意匠1及び2がヤフーオークションに出品した商品に係る意匠であるところ，本件意匠の登録出願は意匠法4条2項の規定の適用を受けようとするものであり，「出品された商品は原告が同社に対して販売した原告製品であると推認される。そうすると，引用意匠1は原告の行為に起因して公開されたものと認められるから，新規性喪失の例外に関する意匠4条2項の趣旨に照らせば，引用意匠1を本件意匠の要部認定に当たって参酌することは許されない」とされている。

意匠の要部については，「主たる要部」と「副次的な要部」があり，要部についてレベルがあるとする点が注目される。すなわち，「本件意匠の要部」については，「使用態様に照らせば，本件意匠に係る物品である電子タバコケースの需要者は，主として，本件意匠の正面視から見た意匠に注目する」とし，「公知意匠」を参酌して，「本件意匠は，各収納部がそこに収納されるタバコパッケージや携帯用充電器の幅や高さとはほぼ同じ大きさとされているとともに，背面部の上端を正面まで伸長したベルトについて，その幅が絞り込まれながら大半均一で，小型収納部の幅よりも細くなっており，かつ，伸長が正面中心部までとなっている点に主たる特徴があるといえ，この構成が主たる要部である」とされ，また，「大型収納部と小型収納部の開口部の高さがほぼ同じである点（すなわち，小型収納部が大型収納部の上部側に設けられている点）も，引用意匠3ないし9には見られない点で」，「この点も副次的には本件意匠の要部と認めるのが相当である」と述べる。

そして，「意匠の類否」については，「本件意匠と被告意匠とは，各収納部の底部

と開口部の位置関係という副次的な要部において相違しており、確かに、被告意匠では、各収納部の底部の位置がほぼそろえられていることによって、本件意匠と対比すると、よりまとまりのある印象を与えているということはできる。しかし、…引用意匠3ないし9と対比した場合の本件意匠の大きな特徴は、各収納部やベルトの形態（主たる要部）によってスマートでシンプルな印象を与えるという点にあり、被告意匠が各収納部の底部と開口部の位置の差異によって、よりまとまりのある印象を与えているとの点は、上記のスマートでシンプルな印象の範囲内での相違にすぎず、それによって本件意匠と被告意匠の美感が異なるものになったとまでいうことはできない。」とし、両意匠は類似すると判断した。

なお、「被告意匠の構成態様」の認定において、「被告は、被告意匠の基本的構成態様として、小型収納部にクリーナーを収納できることを主張しているが、「構成態様」とはあくまでも意匠に係る形態のことをいうところ、被告主張の上記事項は実際上の使用態様を踏まえた主張になっており、構成態様の主張として適切とはいえない（ない）」と述べる。しかし、続けて「被告主張の点は前記認定の構成態様を前提とした類否の判断において検討するのが相当である」とも述べている。「小型収納部にクリーナーを収納できること」（用途機能）等の「使用態様」が意匠の類否に影響するものであるならば、意匠の「構成態様」に使用態様も含めて認定する必要があるのではなかろうか。意匠は「物品の形状等」であるから、意匠の構成態様とは、「形状等」のみを意味するのではなく、「用途機能を有する形状等」として認定されるべきであると思われる。】

【本件登録意匠（第 1557315 号）「電子タバコケース」】



【本件意匠と被告意匠との対比】

第1 正面図

【本件意匠】



【別紙物件目録1】



【別紙物件目録2】



【別紙物件目録3】



【別紙物件目録4】



【別紙物件目録5】



【別紙物件目録6】



第4 左側面図

【本件意匠】



【別紙物件目録1】



【別紙物件目録2】



**裁判例** [Handle for electric toothbrush] (知財高判平成 31 年 4 月 11 日 [Handle for electric toothbrush] 平成 30 年 (行ケ) 第 10152 号, 審決取消請求事件, 請求棄却 (拒絶審決維持))

**【類否判断のポイント】**

[本件は, 本願意匠は本願優先日前の公知意匠 (意匠登録第1432629号「電気歯ブラシ本体」の意匠) に類似し, 意匠登録を受けることができないとした審決が支持された事例である。]

本件はまず, 電動歯ブラシの需要者は, 「本体把持部の握りやすさや操作の容易さを重視し, 本体把持部の全体形状に特に注目をする」との観点から, 「共通点 1 は, 底面に対して僅かに正面側に偏心した本体把持部の全体形状に係るものであって, 本体把持部の握りやすさ及び操作の容易性に及ぼす影響が大きいこと, 共通点 2 は, 本体把持部の偏心にそって正面側に僅かに傾倒したシャフト部の形状に係るものであって, 本体把持部の偏心した形状と相まって歯に当たるブラシヘッドの角度に影響を及ぼすことに照らすと, 共通点 1 及び共通点 2 は, これを見る需要者に対し, 全体として, 共通の美感を起こさせるものと認められる。」とし, 他方で, 「相違点から受ける印象は, 両意匠の上記共通点から受ける印象を凌駕するものではない」として, 本願意匠は, 引用意匠に類似すると結論する。

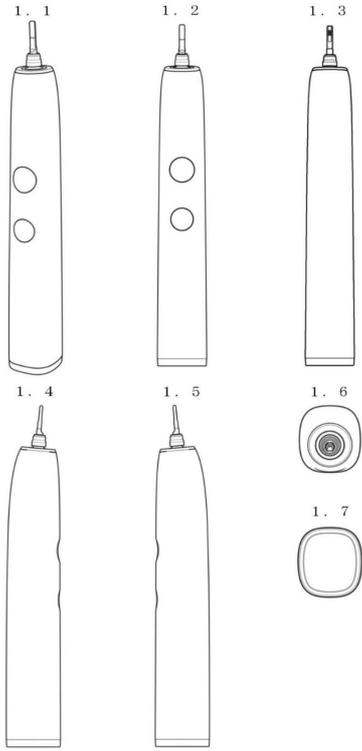
そして, 「本願意匠の基本的構成態様は, 需要者である使用者の注意を強くひくものとはいえない」との原告主張については, 「共通点 1 及び共通点 2 の形状の一部のみに着目したものであって, これらの共通点の全体が与える視覚的効果を踏まえたものといえないから, 採用することができない」とする。

また, 本願意匠の「動作制御釦が需要者に与える印象は引用意匠とは大きく異なるから, 両意匠は, 全体として類似しない旨」の主張に対しては, 「電動歯ブラシの通常の使用態様に照らすと, …電動歯ブラシの操作時に需要者の一定の注意をひく部分であるとしても, 最も強く需要者の注意をひく部分であるとはいえない。」とするとともに, 公知意匠を参酌し, 「本願意匠の動作制御釦が, 2 つ縦に配され, 僅かに凹部をなし, 上の釦の径より, 下の釦の径がやや小さく形成している点は, 特徴的なものとはいえず, 需要者の注意を特にひくものとはいえない」とし, 結論として, 「本願意匠の動作制御釦と引用意匠の動作制御釦の構成態様の違いが需要者の視覚を通じて起こさせる両意匠の全体的な美感に影響するものと認めることはできない。」と述べる。本件も前記 [電子タバコケース] 事件と同様に, 要部にウエイト付をして判断しているといえよう。]

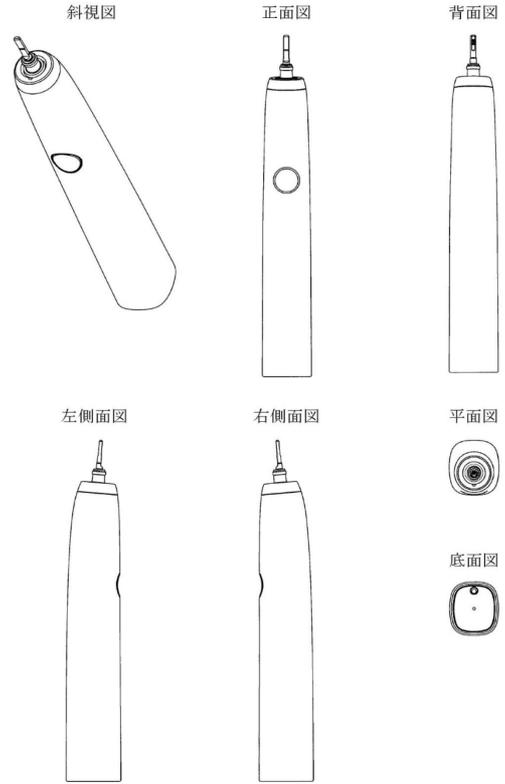
**【本願意匠】**

**【引用意匠 (意匠登録第 1432629 号)】**

(別紙1) 本願意匠の図面



(別紙2) 引用意匠の図面



**裁判例** 【トレーニング機器（審決取消請求事件）】（知財高判平成31年4月22日〔トレーニング機器〕平成30年（行ケ）第10169号，審決取消請求事件，請求棄却（無効不成立審決維持））

**【類否判断のポイント】**

〔本件は，本件登録意匠（意匠登録第1593189号「トレーニング機器」）に対する登録無効審判請求について，本件登録意匠は引用甲2意匠（意匠登録第1536247号「トレーニング機器」）に類似しないとして，不成立とした審決の取消請求が棄却され審決が支持された事例である。〕

両意匠は，「基本的構成態様における共通点（A）のうち，上パッド，中央パッド及び下パッドが左右対称に合計6つ設けられているという形態については，需要者の注意を強く引く構成態様と評価することができる。」しかし，基本的構成態様において相違点もあり，「相違点(a)，(a-2)，(b)及び(c)によってもたらされる印象は，両意匠ともに，盛り上がった腹部の筋肉という，当該意匠に係る物品を使用することによって達成しようとする目標に沿う印象を与えるとの点において共通するものの，本件登録意匠は，流線のかつ柔らかでゆったりとした印象を与えるのに対し，甲2意匠は，変化に富み，いきいきとした躍動感や力強さといったような，当該意匠に係る物品の使用による達成目標により沿うものとなっており，これらの相違点を与える印象の違いは，上記共通点をもたらす印象をはるかに凌駕するもの」であり，「両意匠は，需要者の視覚を通じて起こさせる美感を異にする」と判断された。

両意匠は，形状等の具体的構成態様の相違点が「一見して認識」できるところ，原告は，やや抽象化した基本的構成態様における共通性のみを両意匠の要部として強調しすぎたものと思われる。

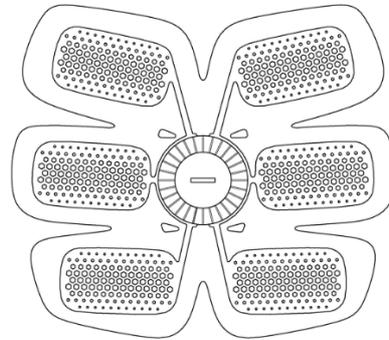
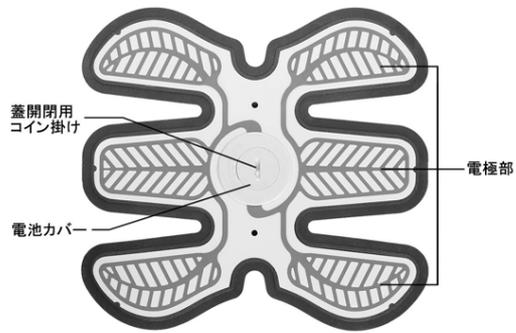
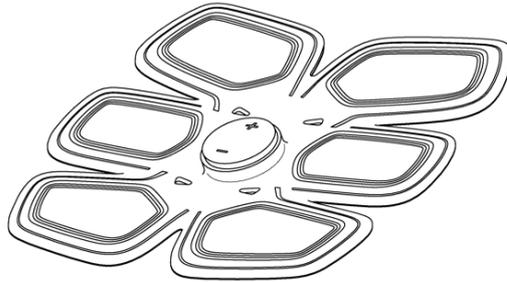
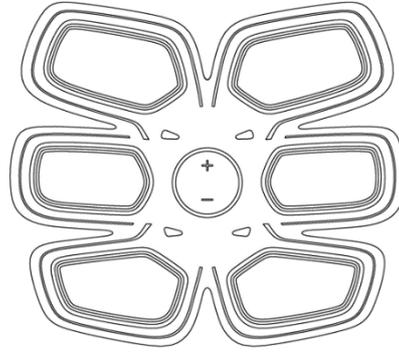
原告は，「意匠法3条1項3号は，先行意匠について，類似の範囲において後願の意匠出願を排除する効果を認めたものと解すべきであるから，同号に基づいて類否判断を行う際に考慮すべき公知意匠は，先行意匠である引用意匠（本件では甲2意匠）の出願前の意匠に限られる。したがって，両意匠の共通点を評価するに当たり，甲2意匠の出願後に公知となった別紙第5意匠を参酌することは適切でない。」旨主張し，甲2意匠の「全体は，正面から見て薄いシート状であって略左右対称であり，左右の上パッド，中央パッド及び下パッドが合計6つ配置された本体（と，本体の正面中央に設けられた略円形の強弱調整ボタン）で構成されている点」を「新規かつ独創的な意匠的特徴部分」と主張した。これに対して，被告は，「意匠法3条1項各号の文言に照らせば，「意匠登録出願前」の公知意匠とは，当該出願意匠（本件における

本件登録意匠)の出願前に同項1号や同項2号に規定する態様で公知となっていた全ての意匠を指す。」旨主張し、また、審決も「本件登録意匠の出願前に「トレーニング機器」の物品分野において既に見受けられるから、「トレーニング機器」の需要者が…殊更着目するということはできず、これらの共通点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は小さい」と述べていた。しかし、本判決は、「上パッド、中央パッド及び下パッドが左右対称に合計6つ設けられているという形態についてみると、当該形態は本件登録意匠の出願前に販売されていた同種の商品にも相当数見られるものの、採用されているパッド数には様々なものがあること(甲5)に鑑みると、これを両意匠に係る物品において普遍的に見られるありふれた形態とまでいうことはできない。かえって、当該形態は両意匠の全体の輪郭の大要を形成するものであること、パッド部が意匠全体に占める面積が大きいこと、各パッド間の区切りも明瞭であることに加え、需要者は主に両意匠に係る物品の表面を正面ないし斜め上方向から見る機会が多いとの観察方法を併せ考慮すると、当該形態は需要者の注意を強く引く構成態様と評価するのが相当である。」と一定の評価をしている。だが、上記のように、相違点を総合判断して両意匠は類似しないとしている。

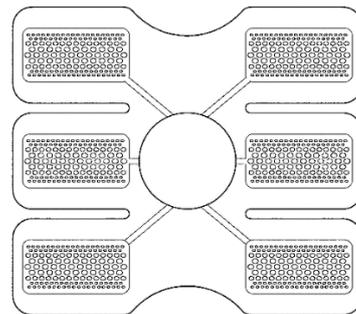
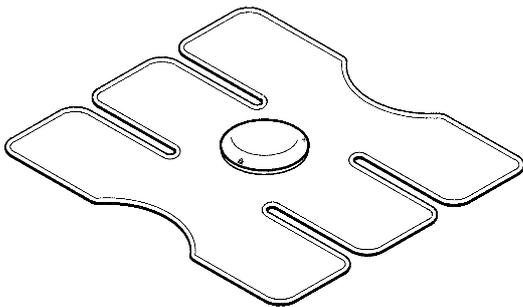
なお、原告は、被告の本件登録意匠の実施について、引用甲2意匠(意匠登録第1536247号)の意匠権侵害訴訟を提起したが、請求は棄却された(大阪地判令和元・12・17平成29(ワ)5108,大阪高判令和2・7・31令和2(ネ)211。梅澤修「判決紹介:意匠の類否判断における公知意匠の参酌」特許ニュース令和3.5.19, No15414参照。)]

【本件登録意匠（第 1593189 号）】

【引用甲 2 意匠（意匠登録第 1536247 号）】



【別紙第 5 意匠（意匠登録第 1565074 号）】



**裁判例** 【**検査用照明器具**】（知財高判令和元年7月3日〔検査用照明器具〕平成30年（行ケ）第10181号，審決取消請求事件，請求棄却（無効不成立審決維持））

【類否判断のポイント】

〔本件は，意匠登録第1224615号「検査用照明器具」の登録無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり，本件登録意匠は，①「引用意匠1」，「引用意匠2」及び「引用意匠3」とに類似する意匠に該当するとはいえず，また，②上記各引用意匠のそれぞれに基づき，引用意匠1及び同2に基づき，又は引用意匠1及び同3に基づいて，当業者が容易に創作することができた意匠に該当するともいえないから，意匠法3条1項3号又は同条2項のいずれによっても，その登録を無効とすることはできないとした審決が支持された。〕

類否判断については，本件意匠に係る物品は「検査用照明器具」であるが，「引用意匠1に係る物品は，電子機器用の部品としてのタワー型ヒートシンクであるから，それ自体としては，本件意匠の物品との間に同一性又は類似性はないが，意匠登録の対象である本件実線部分が検査用照明器具のうち放熱機能を有する部材であることから，更に本件意匠と引用意匠1との共通点及び相違点を検討する。」として，両意匠の類否判断をし，「本件意匠と引用意匠1とは類似しないというべきである。」とした点が，「物品の類似」がなくとも「意匠の類似」がありうることを示唆するものとして注目される。また，その類否判断において，形態の類似性だけではなく，物品の用途機能の共通点（ともに機器に設けられる放熱部である），及び，物品の用途機能の相違点（本件意匠が前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材（放熱部）であるのに対し，引用意匠1は汎用的なタワー型ヒートシンクであるという点）を含めて総合的に意匠の類否判断をしている。「物品の類似」だけを独立して判断するのではなく，意匠の類否判断において，物品性と形態性について総合的に判断しているといえよう。

なお，本件は部品意匠であり，「本件意匠に係る物品や引用意匠2に係る物品は，通常は，より大きな装置の一部として組み込まれて使用され…，その場合には物品の全体が観察されることはない」ものである。この点に関し，本判決は，「需要者が製品の美観を考慮するのは，主として当該製品を購入するか否かを判断する際であると解されることからすれば，物品の使用時その全体が観察されないという点は，上記の認定判断を左右しない」と述べる。しかし，これは購入時の美観について類否判断をすべきということではない。本件でも，類否判断では，使用状態における効果等

を考慮して需要者の美感を評価している。すなわち、「電源ケーブルの引き出し位置は検査用照明器具としての使用態様に大きく関わるから、この点は、工場等において製品の傷やマーク等の検出を行う業務に携わる者及びこれらの物品を取り扱う者（需要者）が最も着目する点であり、これらの需要者にとって、視覚を通じて起こさせる美感が異なるものと認められる。」と述べる。完成品においては視認されない部品の部分であっても、製造時に作業者が注目する部分は、その製造作業時における機能的な美感が、当該部品の意匠の類否判断において考慮されるべきである。

本件登録意匠（第1224615号）に基づく意匠権侵害訴訟がある（大阪地判平成30年11月6日〔検査用照明器1審〕平成28（ワ）12791，大阪高判令和元年9月5日〔検査用照明器具2審〕平成30（ネ）2523）ので、その類否判断も参照されたい。]



**裁判例** 【**そうめん流し器**】（大阪地判令和元年8月29日〔**そうめん流し器**〕平成29年（ワ）第8272号，損害賠償等請求事件，請求認容）

【類否判断のポイント】

〔本件は，原告が，被告が被告商品「**そうめん流し器**」を販売等した行為に関し，

（1）本件意匠権（意匠登録第1551624号「**そうめん流し器**」）を侵害するとし，被告商品の販売等の差止等を請求（主位的請求）するとともに，（2）周知の商品等表示である原告新商品の形態と類似の形態を使用するもので，不競法2条1項1号の不正競争に当たるとし，また，被告商品は原告新商品の形態を模倣したものであり，不競法2条1項3号の不正競争に該当するとして，販売等の差止等を請求する事案である。両意匠は類似するとして意匠権侵害が認められた。

本判決では，類否判断の一般論において，「意匠に係る物品の用途や使用態様，公知意匠等を参酌して，需要者の最も注意を引きやすい部分，すなわち要部を把握し」と述べるが，通説のように「公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌し」とは述べていない点が注目される。本件の類否判断では，「意匠においては，様々な要素の組合せから構成される全体としての視覚情報が最終的には意味を有するものであり，一部に公知意匠が含まれていても，他の要素と併存することで全体としては異なる意匠を構成することもあり得る。このため，意匠の要部の認定に際しては，公知意匠を参酌する必要があるものの，公知意匠が包含されることをもって，直ちにその部分を要部から排除すべきものではない。」との観点から要部を認定している。一般論で，「公知意匠にない新規な創作部分の存否」を除外した理由は，この観点から要部を認定するためと推認される。

本件意匠は，「中央支柱部，レール部等から成る水路部及びトレイ部から成る」ものであるが，「レール部及びトレイ部のいずれをも備えるという点で，その意匠登録出願の出願前にそれぞれ存在したウォーターライダー型及び流水プール型の各**そうめん流し器**の構成を組み合わせたことに特徴があり，これは，公知意匠には見られない新規な特徴といえる。」とされ，本件意匠の要部は，「水路部のレール部と回転器を有するトレイ部とが結合して成る形状」とされている。

「中央支柱部」の「上端部分における吐水口部分の形状」の相違については，「**そうめん**を流す際に必然的に需要者が目にする部分ではある。しかし，当該部分が意匠全体に対して物理的に占める割合は必ずしも大きくはなく，また，需要者が**そうめん流し**を楽しむに当たって吐水口部分の形状に強い関心を持つとも思われぬ。したがって，…全体の印象に大きな影響を与えるものではない。」と評価している。しかし，

中央支柱部の形状は公知であるが（例えば、原告旧商品がある。）、全体の中央を占めており、使用状態を考えても、レール部やトレイ部と同等以上に需要者の注意を引く部分である。「中央支柱部」も含めた形状全体が、本件意匠の要部と認定されるべきだったと思われる。また、「組み合わせたことに特徴」があるとしても、その抽象的な組合せ構成が意匠の要部となるのではなく、各部形状等の具体的な構成態様が需要者の注目する形状等である。各部形状等が公知であり、その組合せ全体に新規性が認められる場合に、両意匠が類似するためには、各部の形状等が顕著に共通性する必要があると思われる。

しかし、本件の類否判断では、「ウォータースライダー型及び流水プール型の各そうめん流し器の構成を組み合わせたこと」（抽象的な構成）の共通性を高く評価し、その「結合して成る形状」（具体的な形状）に係る両意匠の相違点、及び、中央支柱部（特にその吐水口部分）の相違点を低く評価し、両意匠を類似するとしている。]

【本件登録意匠（意匠登録第 1551624 号）】



【被告商品】



【原告新商品】



【原告旧商品意匠】



**裁判例** 【**検査用照明器具2審**】（大阪高判令和元年9月5日〔検査用照明器具2審〕平成30年（ネ）第2523号，意匠権侵害差止等請求控訴事件，控訴棄却）（原審 大阪地判平成30年11月6日平成28年（ワ）第12791号）

【類否判断のポイント】

〔本件意匠（意匠登録第1224615号「検査用照明器具」）の意匠権者である一審原告は，被告製品（イ号物件からヘ号物件）の放熱部の意匠が，本件意匠に類似することから，一審被告の行為が本件意匠の利用による意匠権侵害に当たると主張して，被告製品の製造等の差止め，及び，損害金等の支払を求めたが，原審は，旧型の放熱部の意匠（イ号ないしハ号意匠）は，本件意匠に類似すると認められ，旧型の製造販売は本件意匠権の侵害となるが，新型の放熱部の意匠（ニ号ないしヘ号意匠）は，本件意匠に類似するものとは認められない等として，旧型の製造販売の差止め等を認容し，その余の請求をいずれも棄却した。本件は，これに対し，一審原告及び一審被告が，それぞれ，その敗訴部分を不服として，控訴したが，いずれも棄却されたものである。〕

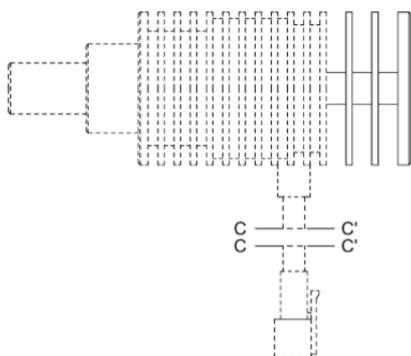
本件の類否判断では，前記，知財高判令和元年7月3日〔検査用照明器具〕判決と同様に，無効理由である乙8意匠（前記「引用意匠1」）に係る物品は，「電子機器の放熱用部品であるから，本件意匠とは意匠に係る物品が同一又は類似であるとは認められない。」としつつ，「もっとも，本件実線部分が検査用照明器具の放熱部であることから，更に本件意匠と乙8意匠とを対比することとする。」とし，両意匠の類否判断をしている点が注目される。なお，その具体的な類否判断では，両意匠（部分）の用途機能の相違点（⑥ 本件意匠が前端面に発光部のある検査用照明器具の後方部材（放熱部）であるのに対し，乙8意匠は電子機器に設けられる汎用的ヒートシンクであるという点）も考慮して総合判断され，「⑥及び⑦の本件意匠との差異点の印象は強く，共通点を凌駕するといえるから，視覚を通じて起こさせる美感が異なる」とされた。なお，本件では，「縦横の関係」で90度方向が異なる点は，知財高裁と違って相違点として重視していない。

また，本件意匠の要部について創作非容易性も考慮して認定した点が注目される。すなわち，「本件意匠の後端フィン及び中間フィンの各面には，支持軸体の通過部分以外には貫通孔がなく，平滑であるという形態は，乙7等意匠や乙12意匠にはないものであり，また，公知意匠の組み合わせに基づいて容易に創作することができるともいえないから，公知意匠にはない，新規な創作部分であると認められる。そして，電源ケーブルの引き出し位置は，検査用照明器具としての使用態様に関わるから，この形態（具体

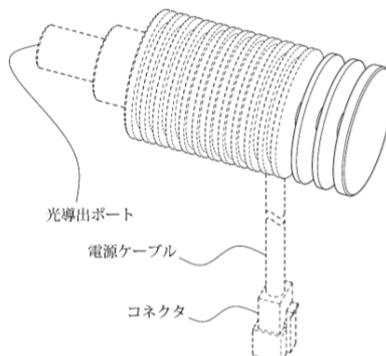
的構成態様M)は、需要者の注意を惹くものと認められる。」と述べる。公知意匠にならない形態であることだけでなく、創作非容易な形態であることも考慮して、新規な創作部分であると認めている。そして、使用態様に関わることを加味して「貫通孔がなく、平滑であるという形態」を本件意匠の要部と認定している。

なお、「乙8意匠は、検査用照明器具の後方部材に係る意匠ではないから、これを、本件意匠の要部認定において、公知意匠として参酌すべきものとは解されない。」としているが、上記のように、無効理由（引用意匠）としては、「本件実線部分が検査用照明器具の放熱部であることから、更に本件意匠と乙8意匠とを対比することとする。」とし、両意匠の類否判断をしていることを考えると、公知意匠として参酌することを簡単に否定できないと思われる。]

【本件登録意匠「検査用照明器具」】

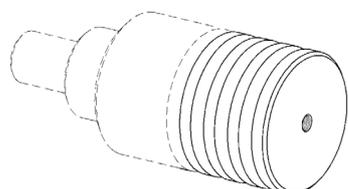


【イ号物件】

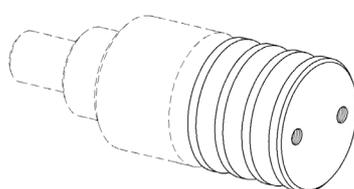


【ロ号物件】

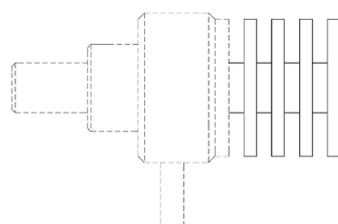
【ハ号物件】



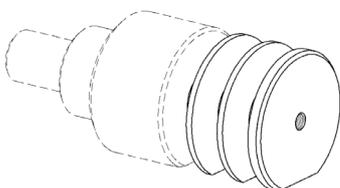
【ニ号物件】



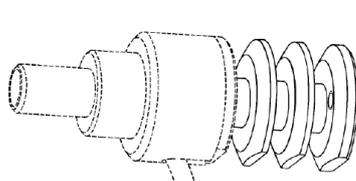
【ホ号物件】



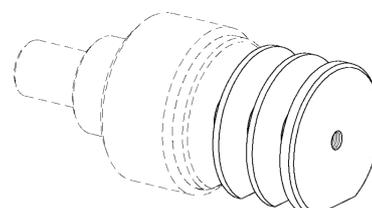
【へ号物件】



【乙 8 意匠】



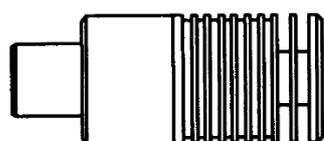
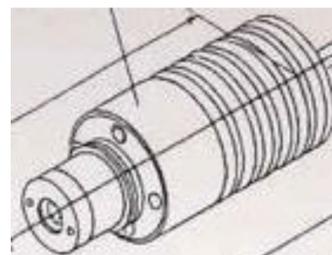
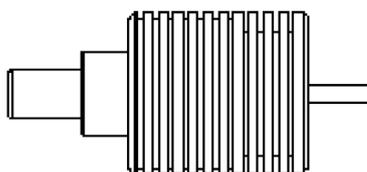
【乙 7 等意匠】



【乙 4 意匠】



【乙 1 2 意匠】



**裁判例** 【食品包装用容器】（大阪地判令和元年11月14日〔食品包装用容器〕平成30年（ワ）第2439号，損害賠償請求事件，請求認容）

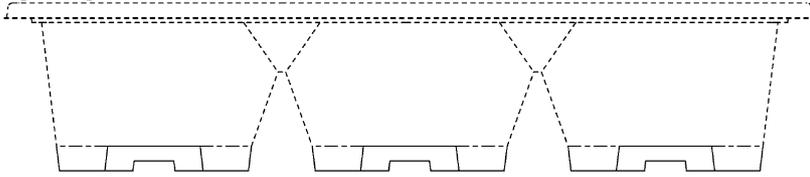
【類否判断のポイント】

〔本件は，原告が有する本件登録意匠（登録番号第1297087号「食品包装用容器」）について，被告らが，これと類似する意匠を用いて焼売用容器を製造・販売したとして，意匠権侵害に基づく損害賠償等の支払を求めたもので，被告製品の意匠は本件意匠に類似するとして請求が認容された。〕

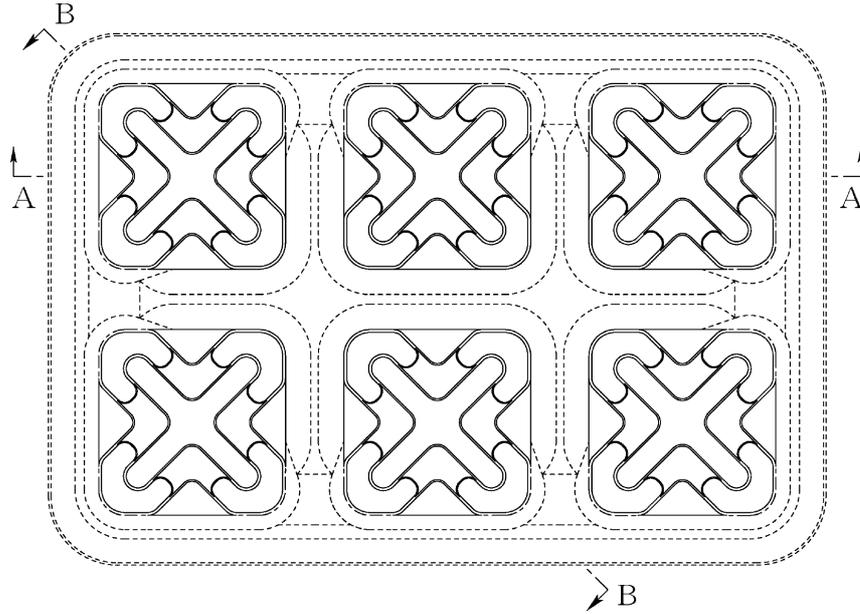
本件では，類否判断の主体的基準は，「需要者は，食品メーカー」とされているが，「食品包装用容器の各収容部にそれぞれ生の焼売等を収納した状態で電子レンジにより加熱した際，…ベトナムことなく食べられるという機能的な特徴」を考慮して，「上記特徴からすれば，本件意匠に係る物品のような食品包装用容器を見る際には，上方あるいは斜め上方から見下ろした際の底部の形状，すなわち底部の突条を含む凹凸形状に注目する」と認定されている。したがって，主体的基準は「食品メーカー」であるが，意匠の特徴は「使用者」の観点から評価されたものである。この観点から捉えられる美感は，使用者に起こさせる美感であり，主体的基準である「食品メーカー」が間接的に考慮する使用者の美感である。〕

【本件登録意匠（意匠登録第 1297087 号）】

【正面図】



【平面図】



【被告製品 1】



**裁判例** 【トレーニング機器1審】（大阪地判令和元年12月17日〔トレーニング機器1審〕平成29年（ワ）第5108号，意匠権侵害差止等請求事件，請求棄却）

【類否判断のポイント】

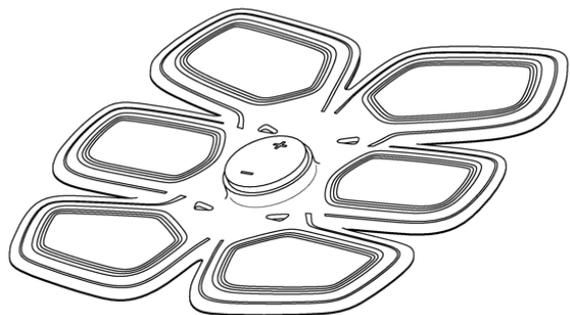
〔本件は，原告が，本件登録意匠（意匠登録第1593189号「トレーニング機器」）と類似する意匠を用いて被告商品を製造等する被告の行為は意匠権の侵害にあたりとし，被告商品の製造等の差止め等を求める事案であり，原告の請求が棄却された事例である。〕

本件は，公知意匠を「(1) 本件意匠の出願に先行する公知意匠」と「(2) 本件意匠出願に後行する公知意匠等」に分けて認定する。

本件は，意匠の認定について，一般論として基本的構成態様の認定を重視し，「基本的構成態様とは，意匠を大づかみに把握して，両意匠がその部分で大きく異なれば，さらに具体的なところを検討するまでもなく，両意匠は類似しないといえるような基本的な構成と位置づけることができ（る）」と述べる。しかし他方で，「意匠の類否を判断するに当たっては，基本的構成態様，具体的構成態様の双方を全体的に観察し，どこが最も看者の注意を引くかを検討するのであるから，基本的構成態様が大きく相違するといった場合でない限り，そのいずれに位置付けるかによって結論が左右されることはない。」とも述べている。後者のような，ニュートラルな基本的構成態様の理解が適当と思われる。

本件は，「要部認定の意義」として，「まず，意匠に係る物品の需要者を想定し，物品の性質，用途，使用態様を前提に，需要者に生じる美感が類似するか相違するかを検討すべき」と述べる。そして，「物品の需要者及び使用態様」について検討し，「本件意匠の要部」は，「基本的構成態様」及び「具体的構成態様のうち…各パッド片の形状，各パッド片の結合方法（向き），各パッド間の切込みの形状，深さ」であると認定している。公知意匠参酌による要部認定については，被告の主張に対して，「公知意匠にはない新規な構成であっても，特に需要者の注意を引くものでなければ要部には当たらないというべきであるし，公知意匠と共通するいわばありふれた構成であっても，使用態様のいかんによっては需要者の注意を引き，要部とすべき場合もある。」等の一般論を述べ，「本件意匠に先行，後行する公知意匠を総合しても，本件意匠のパッド片の形状等がありふれたものであるとか，需要者の注意を引くものではないということとはできない」としている。本件は，公知意匠の参酌を実質的におこなわれていると思われるが，公知意匠参酌を被告の主張について述べるだけでなく，本件意匠の要部認定について，需要者の美感の具体的検討において公知意匠も参酌して述べる必要があったように思われる。〕

【本件登録意匠】



【被告意匠】



(梅澤 修)